

事務連絡
平成26年3月3日

各国公立大学施設担当課
各国公立高等専門学校施設担当課
各都道府県教育委員会施設担当課 御中
各都道府県私立学校施設担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構施設担当課

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

既存学校施設の維持管理について

去る2月25日、埼玉県毛呂山町立毛呂山小学校において、教室の梁下モルタルの一部がはがれ落下する事故が発生しました（別紙1参照）。

建築物の劣化及び損傷の状況等については、建築基準法において、定期的な調査・点検を実施することが求められているとともに、学校保健安全法においても、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について点検を行うことが求められているところです。

また、学校施設の維持管理については、これまでも「安全で快適な学校施設を維持するために」（平成13年3月パンフレット^{*1}）等により、また、非構造部材の耐震対策については「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック～」（平成22年3月^{*2}）等により適切な対応をお願いしてきたところです。

については、各学校設置者におかれては、改めて維持管理の重要性を学校現場と十分に共有するとともに、施設の劣化状況等を点検し、必要に応じて適切な措置を講じるようお願いいたします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会施設担当課にあつては、域内の各市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校施設担当課にあつては、所轄の私立学校等に対して周知するようお願いいたします。

本件に関する問い合わせ先：

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課防災推進係

TEL：03-5253-4111 内2235（山下、追川）

※1

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05010601.htm

※2

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

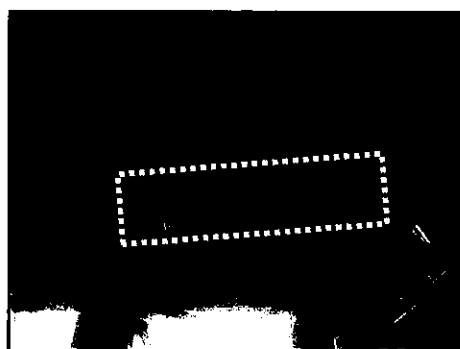
埼玉県毛呂山町の小学校におけるモルタル落下事故について

1. 事故の経緯

平成26年2月25日（火）13時20分頃、埼玉県毛呂山町の町立毛呂山小学校において、教室の梁下モルタルの一部がはがれ落ち、教卓に当たって床に飛び散った。女性教諭の足に破片が接触したが、けがは無し。

2. 事故の状況

- 事故が発生した校舎は昭和49年築、鉄筋コンクリート造3階建ての建物
- 2階の教室で梁下モルタルの一部（180cm×35cm、厚さ3cm）が剥離。付近には、数十cm四方程度の破片が散乱。
- 落下したモルタルが教卓に当たり床に散乱。破片が女性教諭の足に当たったもののけがは無かった。



3. 毛呂山町の対応

現場周辺を立ち入り禁止とし、修繕工事を依頼するとともに、町立の全小中学校に対して緊急点検を指示。

また、町立の全小中学校の教室内の梁モルタル等について、目視によるひび割れ状況やテストハンマーによる浮き状況の一斉点検を実施。

学校施設の維持管理に関する法律上の規定について（概要）

【建築基準法関係】

建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）

（第 8 条関係）

- 建築物の所有者、管理者等は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

（第 1 2 条関係）

- 特殊建築物等（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く）で特定行政庁が指定するものの所有者等は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等にその状況の調査をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士等に損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

【学校保健安全法関係】

学校保健安全法（昭和三十二年四月十日法律第五十六号）

（第 2 6 条関係）

- 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（第 2 7 条関係）

- 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校保健安全法施行規則（昭和三十二年六月十三日文部省令第十八号）

（第 2 8 条関係）

- 法第 2 7 条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。
- 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

（第 2 9 条関係）

- 学校においては、前条の安全点検のほか、設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない。

※この他、関係法令に施設の維持管理に関する規定がある。